

○ 政策目標5－3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

### 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に積極的に応えていくことが重要です。

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、成長著しいアジア諸国の需要を取り込み、我が国の成長につなげていくことが求められており、貿易円滑化を通じてこれに貢献することが要請されています。

一方、緊迫の度合いを高める東アジア情勢や、世界的な物流の拡大・複雑化に伴う密輸手口の悪質化・巧妙化を背景に、不正薬物、銃器をはじめ、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。特に、以下の三点につき、取り組みます。

#### ①税関手続の利便性向上による貿易の円滑化に関する課題

「新成長戦略」においては、モノの流れの阻害要因となっている規制を大胆に見直すこと等により、日本へのモノの流れを倍増させることが目標とされています。その中で「貿易関連手続の一層の円滑化」が、目標を達成するための施策の一つとして挙げられており、利用者の視点に立ってより積極的に取り組んでいく必要があります。

#### ②水際での取締りに関する課題

社会悪物品や知的財産侵害物品等、社会の安全・安心を脅かす物品の密輸リスクは益々増大しています。税関内部はもとより関係機関との連携をより一層強化しつつ、各種情報の分析・活用や審査基準の設定を工夫することにより、リスクに応じたメリハリのある効率的かつ効果的な取締りを行っていきます。

#### ③適正な関税等の賦課・徴収への取組に関する課題

平成21年度の税関における関税・消費税等の収納額は約4.5兆円であり、税関は国税収入の約1割を担う重要な徴収機関となっています。引き続き、輸入事後調査や犯則調査等も活用しながら、適正・公平な課税を確保していきます。

(注) この「1. 『政策の目標』に関する基本的考え方」は、平成23年度政策評価実施計画（23年3月策定、24年3月改訂）の「基本的考え方」（P98）を要約したものです。

### 2. 内閣の基本的な方針との関連

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策（平成22年9月10日閣議決定）

新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）

平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）

知的財産推進計画2011（平成23年6月3日知的財産戦略本部決定）

### 3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

### 4. 平成23年度の事務運営の報告

**業績目標5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収**

[平成23年度実施計画]

① 貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地規則の適正性の確保

関税等の適正な賦課・徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査に重点的に取り組んでいきます。

さらに、適正な輸入（納税）申告や輸出申告が行われるためには、通関業務の専門家である通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

② 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地規則について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度を設けています。事前教示制度の事務処理に当たっては、分類センターや評価センター等による全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、各税関におけるデータベースの一層の活用を推進します。

③ 保税制度の適切な運用

税関では、保税地域の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

(注) この「平成23年度実施計画」は、平成23年度政策評価実施計画（23年3月策定、24年3月改訂）の「基本的考え方」（P99～100）を要約したものです。

### [事務運営の報告]

① 貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地証明の適正性の確保

イ 重点的な審査・検査の実施

貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地証明の適正性を確保するため、コンピュータシステムを活用しつつ、輸出入申告に対する審査・検査を的確に実施し、申告誤りといった非違事案の捕捉に努めました。

(新) ◎業績指標 5-3-1：審査・検査における非違発見件数

(単位:件)

	平成17～21年度平均	平成18～22年度平均	平成19～23年度平均
非違件数	55,248	67,612	80,623

(出所) 関税局業務課調

(注) 当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数。

□ 輸入事後調査の実施

輸入事後調査を適切に実施し、関税等の適正な賦課・徴収の確保に努めた結果、平成22事務年度における関税・消費税の追徴税額は約136億円となり、不足申告価格（申告漏れ）も、約1,933億円となりました。

○参考指標 5-3-1：輸入事後調査実績

(単位:件、百万円、%)

事務年度（7～6月）	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施件数	5,865	6,080	6,204	6,031	N.A.
不足申告価格	161,667	198,375	198,044	193,341	N.A.
非違の割合	69.9	68.9	70.2	70.1	N.A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注2) 不足申告価格については、非違に係る申告漏れ課税価格。

(注3) 非違の割合については、非違発見件数（実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数）／実施件数。

(注4) 平成23年度（事務年度）実績値は、平成24年7月以降にデータが確定するため、平成24年度実績評価書へ掲載予定。

#### ハ 通関業者に対する適切な指導・監督

通関業者の営業所に対する定期的な立入調査のほか、通関業者の経営者層への管理体制に関する助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。また、改善を指導した通関業者については、事後的に改善状況の確認を行い指導の実効性を確保するよう努めました。

#### ○参考指標 5-3-2：通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者・通関士の処分件数） (単位：件)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
許可件数	50	54	34	46	30
総 数	1,373	1,391	1,392	1,417	1,428
処分件数	5	3	0	7	8

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 総数：各年度末における通関業許可件数。

(注3) 処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

#### ② 事前教示の充実

##### 事前教示制度の運用状況

分類センターによる全国レベルでの分類事例の分析や、各税関におけるデータベースの一層の活用を推進するなど回答の更なる早期化に努めました。

こうした取組の結果、業績指標 5-3-2「事前教示制度の運用状況（一定期間以内で回答した割合）」については、回答に慎重な検討を要する照会が多かったため、目標値の99.9%には僅かに届かなかったものの、十分に高い水準を確保できました。また、平均処理日数については13.2日と目標値を上回る実績となりました。

#### ○業績指標 5-3-2：事前教示制度の運用状況（一定期間以内で回答した割合）

(単位:%、日)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
文書による回答	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.8
平均処理日数	15.3	14.3	13.9	13.9	15	13.2
口頭による回答	99.7	99.7	99.4	99.6	99.9	99.6

(出所) 関税局業務課調

(注) 品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話

等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。) ) 以内で  
あったものの割合。

### ③ 保税制度の適切な運用

定期的に保税地域への立入検査等を行い、直接その場で必要な指導等を行いました。

また、法令違反があった場合には、関税法の規定に基づき、非違の程度に応じて、外  
国貨物の搬入停止処分を行い改善を求めるとともに、処分の公平性・透明性をより一層  
高める観点から、処分基準を見直すなど、保税制度の適切な運用に努めました。

#### ○参考指標 5-3-3：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数 (単位：件)

事務年度（7～6月）	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
非違発見件数	127	141	99	87	N. A.
処分件数	13	16	8	8	N. A.

(出所) 関税局監視課調

(注1) 非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反  
などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。

(注2) 処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外  
国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注3) 平成23年度（事務年度）実績値は、平成24年7月以降にデータが確定するため、平成24年度実績評価書  
に掲載予定。

#### 業績目標 5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

##### [平成23年度実施計画]

###### ① 取締体制の整備

税関では、覚醒剤・麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物品、  
有害廃棄物、偽造カード等の輸出入が禁止されている物品について、国際貿易における秩序維持  
を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。

社会悪物品等の水際取締りに当たっては、貨物情報等をできるだけ早く入手し、取締対象を絞  
り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、  
外国貿易船等の入港前に船長等から報告を受けている積荷、旅客及び乗組員に関する事項とともに、  
混載貨物の詳細情報を活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。  
同時に、大型X線検査装置、情報を活用したリスクの高い貨物の絞り込みと取締機器の活用  
による重点的な水際取締りを行います。

また、知的財産侵害物品の水際取締りについては、知的財産の保護のため、「知的財産推進計  
画」に基づく取組も含めた制度改革や体制強化を通じて行うなどより一層強化していきます。

さらに、テロ関連物品や有害廃棄物等の不正輸出を阻止するため、事業所などを個別に訪問し  
て関係帳簿書類を調査すること等により、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。  
また、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クー  
リエ（現金等の携帯輸出入）対策に引き続き取り組みます。

###### ② 関係機関との連携と情報の収集

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、  
関係機関のみならず民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査、積極的な情報交換を通じて、関係機関との  
連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関や外国税関・WCO等の外国関  
係機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定等締結への取組を  
積極的に進めています。

こうして得られた密輸情報を全国の一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集  
した情報を積極的に活用することにより、密輸の摘発に努めます。

(注) この「平成23年度実施計画」は、平成23年度政策評価実施計画（23年3月策定、24年3月改訂）の「基

本的考え方」（P100～102）を要約したものです。

### [事務運営の報告]

#### ① 取締体制の整備

社会悪物品等の水際取締りに当たり、各種情報を活用しスクリーニングを行い、効果的かつ効率的な取締りを実施しました。

知的財産侵害物品の水際取締りについても、差止申立て制度や取締り対象の拡大等の制度改正、定員確保や機構整備等の体制強化に取り組みました。

また、より速く、より的確な検査を実施するため、取締・検査機器の拡充・高度化を図り、これらの効率的な活用に努めました。さらに、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行いました。

#### イ 不正薬物の水際押収量の割合

不正薬物のほとんどは海外から密輸されるものであることから、水際における押収量の割合を指標として取締りに努めた結果、平成18年から22年においては、前期（17年～21年）から増加しており、特に、覚醒剤にあっては90.1%から94.2%と大きく増加しました。（税関での水際押収量は、参考指標5-3-9（P296）を参照。）

#### ◎業績指標5-3-3：不正薬物の水際押収量の割合

(単位：%)

	平成15～19年	16～20年	17～21年	18～22年	19～23年度	
					目標値	実績値
水際押収量の割合	80.4	77.3	67.3	67.7	—	—
覚醒剤	78.7	88.3	90.1	94.2	維持	N.A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物（覚醒剤、大麻、麻薬類（ヘロイン、コカイン、あへん））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、水際押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。

(注2) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。

(注3) 平成23年度実績値は、平成24年7月以降にデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

#### □ 事前報告情報を活用した検査の強化

業績指標5-3-4「事前選定による検査指数」を設定し、海上貨物スクリーニングシステムを活用した重点的な取締りに努めました。その結果、平成23年度においては、目標値の180を上回る194となりました。

#### ◎業績指標5-3-4：事前選定による検査指数

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
事前選定による検査指数	168	201	168	176	180	194

(出所) 関税局監視課調

(注) 平成18年3月に運用を開始した海上貨物スクリーニングシステムを利用して事前選定した貨物の検査の

実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指標を測定する。

#### ハ 大型X線検査装置等による検査の強化

大型X線検査装置については、コンテナで輸出入される貨物やコンテナ自体を利用した大口の密輸事犯が発生している状況を踏まえ、コンテナや自動車、小型ボート等の大型貨物の検査を可能とするため、平成17年度までに全国16か所（13港）に配備しました。

平成23年度においては、業績指標 5-3-5 「大型X線検査装置による検査指標」を設定し、大型X線検査装置を活用した効果的・効率的な大型貨物の取締りに努めましたが、密輸手口の悪質化、巧妙化に的確に対応するため、各種情報を分析・活用の上、対象を絞り込んで重点的な取締りを実施したことに加え、東日本大震災等の影響により、輸出申告件数自体が減少したことから、検査件数が減少し目標値を達成することができませんでした。

今後とも、大型X線検査装置を活用しつつ、各種の検査機器を組み合わせ、効果的・効率的な検査を行っていくこととしております。

#### ◎業績指標 5-3-5：大型X線検査装置による検査指標

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
大型X線検査装置による検査指標	106	109	96	93	105	83

(出所) 関税局監視課調

(注1) 大型X線検査装置による検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指標を測定する（各年度の指標の測定にあたっては、当該年度に更新等のため稼働停止している装置を除いたうえで、18年度の検査件数を修正している）。

(注2) 全国13港16箇所に設置されている大型X線検査装置は、平成18年3月までに設置された。

#### ② 関係機関との連携と情報の収集

警察、海上保安庁等や外国税関当局等と情報交換の更なる拡大・充実に努めるなど関係機関との連携の一層の強化を図りました。また、WCOや国際連合等の国際機関主催の会議や協力枠組みにも積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めました。

#### ③ 平成24年度関税改正

平成24年度関税改正において、海上コンテナ貨物について、積荷情報を活用したリスク分析に基づく水際取締りをより一層効果的かつ効率的に実施するため、コンテナ貨物を積載して我が国に入港しようとする外国貿易船の運航者等及び当該貨物の荷送人に対し、当該外国貿易船が船積港を出港する前に、詳細な積荷情報を、電子的に報告することを義務付けることとしました。また、不正薬物等の密輸事犯については、近年、犯罪組織のグローバル化、密輸手口の悪質・巧妙化が進んでいる結果、犯則事実を立証するために、より多くの情報が必要となっています。このような状況を踏まえ、我が国税関が外国税関当局へ提供する情報について、一定条件の下、当該情報を当該外国における

刑事手続に使用できることとし、我が国が外国税関当局から入手した情報についても我が国の刑事手続に使用することができるよう環境を整備しました。

④ 業績目標 5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

[平成23年度実施計画]

我が国においては、平成18年に輸出者を対象としたAEO制度を導入して以降、対象者の範囲を順次拡大し、現在ではサプライチェーンに係わる者全てをカバーするAEO制度となっています。

これらの取組も含め、税関手続における利用者利便について、アンケート調査を通じて利用者の意見等を聴取し、その結果の分析を踏まえ、制度の改善を図り、利用者利便の一層の向上に努めます。

さらに、出入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関）についても、これまでのアンケート調査の結果に基づき、税関職員の接遇の更なる向上を目指します。

上記に加え、東日本大震災への対応について、震災により影響が出ている貨物に関連した税関手続について、利用者に十分配慮し、迅速な通関を行うなど、迅速かつ柔軟な対応を進めていきます。また平成23年5月30日に発表した「東日本大震災からの復興に係る税関の支援策」等に基づいて、被災地の復興支援に取り組んでいきます。

(注) この「平成23年度実施計画」は、平成23年度政策評価実施計画（23年3月策定、24年3月改訂）の「基本的考え方」（P102～104）を要約したものです。

[事務運営の報告]

① AEO（認定事業者）制度の推進等

国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物手続を迅速化・簡素化する「AEO制度」を推進しました。平成23年度においては、AEO制度のシンボルマークの制定、税関長等による企業の役員に対するAEO制度の説明・取得奨励等を実施し、制度の普及に努めたほか、AEO輸入者が行う特例申告について担保提供の要件を緩和する等の制度改正を行いました。

また、AEO制度の相互承認については、新たに平成23年5月に韓国、同6月にシンガポールとの間で合意に至りました。

② 輸入通関における平均所要時間

業績指標 5-3-6「輸入通關における平均所要時間」については、平成21年3月に調査を実施し、その調査結果を同年7月に公表しました。

平均所要時間は、前回調査（平成18年3月）と比べ、海上貨物については3.3時間から3.1時間に短縮し、航空貨物については前回と同じ0.4時間となっています。これは、税関の深夜・休日等における通關体制の整備の定着などにより、全体として所要時間が短縮したものと考えられます。

◎業績指標 5-3-6：輸入通關における平均所要時間

(単位：時間)

	15年度 (H16.3実施)	17年度 (H18.3実施)	20年度 (H21.3実施)	23年度目標値	
				目標値	実績値
平均所要時間	海上	4.3(67.1)	3.3(63.8)	3.1(62.4)	3.0 N.A.
航空		0.4(17.0)	0.4(14.4)	0.4(16.0)	0.4 N.A.

(出所) 関税局業務課調

(注1) 輸入申告から輸入許可までの時間。船舶等の入港から輸入許可までの時間を括弧書きで参考表示した。

(注2) 調査を実施した年度のみ計上している。

(注3) 目標年度（調査実施年度）は、今後の状況により変更する場合がある。

(注4) 平成23年度実績値は、平成24年7月以降にデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

### ③ AEO制度の利用状況

業績指標 5-3-7 「輸入者のAEO制度利用状況（AEO輸入者数）」については、東日本大震災やタイでの洪水の影響により承認申請に向けた検討を中断した企業があつたこと、また、企業合併等で承認を取り下げる企業があつたことなどから、目標値の83者を下回る80者となりました。

#### ◎業績指標 5-3-7：輸入者のAEO制度利用状況（AEO輸入者数）

(単位：者)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
AEO輸入者数	56	72	73	79	83	80

(出所) 関税局業務課調

(注) 各年度末におけるAEO輸入者数。

業績指標 5-3-8 「輸出者のAEO制度利用状況（AEO輸出者数）」については、東日本大震災やタイでの洪水の影響により承認申請に向けた検討を中断した企業があつたこと、また、企業合併等で承認を取り下げる企業があつたことなどから、目標値の250者を下回る242者となりました。

#### ◎業績指標 5-3-8：輸出者のAEO制度利用状況（AEO輸出者数）

(単位：者)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
AEO輸出者数	100	205	234	239	250	242

(出所) 関税局業務課調

(注) 各年度末におけるAEO輸出者数。

業績指標 5-3-9 「倉庫業者のAEO制度利用状況（AEO倉庫業者数）」については、平成23年度の実績は平成22年度（87者）から10者増加し、目標値の95者を上回る97者となりました。

#### ◎業績指標 5-3-9：倉庫業者のAEO制度利用状況（AEO倉庫業者数）

(単位：者)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
AEO倉庫業者数	18	55	73	87	95	97

(出所) 関税局監視課調

(注) 各年度末におけるAEO倉庫業者数。

業績指標 5-3-10 「通関業者のAEO制度利用状況（AEO通関業者数）」については、

平成23年度の実績は平成22年度（31者）から16者増加し、目標値の35者を上回る47者となりました。

◎業績指標 5-3-10：通関業者のAEO制度利用状況（AEO通関業者数） (単位：者)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
AEO通関業者数	—	8	21	31	35	47

(出所) 関税局業務課調

(注1) 各年度末におけるAEO通関業者数。

(注2) 本制度の導入が平成20年4月1日であるため、平成19年度の実績はない。

業績指標 5-3-11「運送者のAEO制度利用状況（AEO運送者数）」については、法令遵守に係る社内管理体制の整備等に時間を要する企業があつたことなどから、目標値の7者を下回る結果となりました。

◎業績指標 5-3-11：運送者のAEO制度利用状況（AEO運送者数） (単位：者)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
AEO運送者数	—	0	1	3	7	3

(出所) 関税局監視課調

(注1) 各年度末におけるAEO運送者数。

(注2) 本制度の導入が平成20年4月1日であるため、平成19年度の実績はない。

④ 輸出入通関における利用者満足度

業績指標 5-3-12「輸出入通関における利用者満足度」については、7段階評価のうち上位3段階の評価（「大変良い」、「良い」及び「やや良い」）を得た割合は、輸出入者については52.7%、通関業者については67.3%と目標値を超えることができませんでした。アンケート調査では「職員からの回答・判断のばらつきの無さ」について、多くの方が取り組むべき課題として回答していることを踏まえ、職員の接遇の更なる改善に努めています。

◎業績指標 5-3-12：輸出入通関における利用者満足度 (単位：%)

	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
満足度	輸出入者 (上位3段階)	50.0	52.3	54.3	57.4	58.0
	通関業者 (上位3段階)	67.2	69.8	70.3	73.2	75.0

(出所) 関税局業務課調。アンケート調査による。アンケート調査の概要はP432参照。

(参考) 23年度における輸出入通関における利用者満足度調査の結果 (単位 : %)

	大変 良い	良い	やや良い	どちらとも いえない	やや悪い	悪い	大変 悪い
輸出入者	5.10	27.21	20.41	42.52	4.42	0.34	0.00
通関業者	8.23	21.52	27.58	23.41	6.37	2.32	0.58

(出所) 関税局業務課調。アンケート調査により計測。アンケート調査の概要はP432参照。

⑤ 旅具通関における利用者満足度

参考指標 5-3-4 「旅具通関に対する利用者の評価」については、7段階評価のうち上位3段階の評価（「大変良い」、「良い」及び「やや良い」）を得た割合は、77.6%となりました。改善度については、以前と比べて良くなつたとの評価が31.8%であり、悪くなつたとの評価の0.8%を大きく上回っております。引き続き必要な検査を行いながら、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。

○参考指標 5-3-4：旅具通関に対する利用者の評価

(単位 : %)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
評価 (上位3段階)	67.9	75.6	72.6	72.0	77.6

(出所) 関税局監視課調。アンケート調査により計測。アンケート調査の概要はP433参照。

⑥ 貿易円滑化に向けた民間事業者からのヒアリング

貿易円滑化の推進と国際物流におけるセキュリティ確保の両立の観点から、関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会の下に貿易円滑化ワーキンググループを設置し、「通関関連手続の電子化の現状と将来におけるペーパーレス化の展望」、「国際物流における我が国のAEO制度のあり方」及び「積荷情報の入手に係る早期化、詳細化、電子化」について議論を行いました。

事業者の意見を踏まえた制度の改善策について検討し、AEO輸入者が行う特例申告における担保提供要件の緩和等の制度改正を行い、一層の利便向上に努め、制度利用の拡大を図りました。

⑦ 東日本大震災への対応状況

東日本大震災への対応については、阪神・淡路大震災時の経験も活かして、震災発生直後から、迅速かつ柔軟な対応を進めています。

具体的には、地震発生翌日の平成23年3月12日に、相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における被災者については、関税に関する法律に基づく申請等の期限の延長を行うことを発表しました。これらの延長措置については、被災地域における交通機関等の復旧状況等を勘案し、地域ごとに期限を指定しているところです。

また、震災により影響が出ている貨物に関連した税関手続については、利用者に十分

配慮し、迅速な通関が行われるよう、柔軟な対応を行いました。

さらに、平成23年5月30日には、被災地域の物流・貿易の円滑化・活性化により、被災地域の復興を推進し、社会経済の再生及び生活の再建を図るため、「東日本大震災からの復興に係る税関の支援策」([http://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/ka230530.htm](http://www.mof.go.jp/customs_tariff/ka230530.htm))を公表しました。本支援策は、被災地域の復旧・復興の状況を見極めながら、当面3年間を目途に実施することとしています。

#### **施 策 5-3-4 : 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上**

##### [平成23年度実施計画]

###### ① 税関手続システムの現状

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年に航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）を、平成3年に海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）を導入して以降、累次のシステム更改を行い、平成22年2月からは、Air-NACCSとSea-NACCSを統合した輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を稼働させています。

このような継続的なシステムの見直しや機能向上を実施することにより、システムの安定稼働を通じて、通関の迅速化や利用者利便の向上を図っていきます。

###### ② 民間業務の拡充

民間利用者からの要望に基づき、CY搬出入業務等を新規業務として事業化する予定としている他、Sea Waybill（海上貨物運送状）関連業務のシステム化等の民間業務の拡充についても検討を行っていきます。

###### ③ 國際的なシステム連携

財務省及び輸出入・港湾関連情報処理センターでは、国際的なシステム連携の一形態として、NACCSとマレーシアの貿易関連システムを接続し、日マレーシア経済連携協定（EPA）に係る原産地証明書の電子化に向けての実証実験を行っています。今後は技術的な問題点を洗い出し、必要なシステムの改修を行った後、平成23年度中には本格実施に移行する予定としています。

(注) この「平成23年度実施計画」は、平成23年度政策評価実施計画（23年3月策定、24年3月改訂）の「基本的考え方」（P104～106）を要約したものです。

##### [事務運営の報告]

###### ① 税関手続システムの安定稼働

平成22年12月に発生した大規模なシステム障害を踏まえ、財務省及びNACCSセンターでは、システムの安定稼働を最優先の課題として位置付け、運用管理体制の見直し及びシステムベンダーとの連携強化を図る等の取組みを実施し、平成23年度の稼働率100%を実現しました。

また、障害対応訓練の実施及び障害発生時の対応マニュアルを再整備する等システム障害発生時の対応を遅滞なく確実に実施できる体制を整備しました。

###### ② 利用者の利便性向上への取組み

シングルウィンドウの利便性向上の一環として、出港許可通知書の出力様式を国際民間航空機関（ICAO）ルールに準拠した様式に変更した他、CY搬出入業務等及びSea Waybill関連業務をシステム化する等民間業務の拡充を実施しました。

こうした継続的なシステムの見直し、機能向上への取組みを実施したことにより、平成23年のシステム処理率については目標値の98%を達成しています。

### ③ 国際的なシステム連携への取組み

日マレーシア経済連携協定(EPA)に係る原産地証明書電子化実証実験については、マレーシア側のシステム不具合により十分な検証が実施できなかったことから、今年度については本格実施に移行せず、引き続き問題点の把握に努めていくこととしました。

#### ◎業績指標 5-3-13：NACCSの利用状況（システム処理率）（単位：%）

	平成22年	平成23年	
	実績値	目標値	実績値
システム処理率	98	98	98

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(注) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数 (輸出入申告件数には、輸出入許可、蔵入承認件数、移入承認件数、総保入承認件数及び積戻し件数を含む))

#### ◎業績指標 5-3-14：NACCSの運用状況（システム稼働率）（単位：%）

	平成22年度	平成23年度	
	実績値	目標値	実績値
システム稼働率	99.95	99.99	100

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注) (システム実稼働時間) / (1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間)

### 施 策 5-3-5：実効性ある税関行政実現のための情報提供

#### [平成23年度実施計画]

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入しようとする貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。

このため、税関ホームページにおいて、AEO制度、品目分類、関税評価等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行の手続や貿易統計等のページ構成を見直し、また、各コンテンツから関連情報へのリンクを追加したり、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。

また、税関相談官制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図ります。

更に税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」を充実させるとともに、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。

(注) この「平成23年度実施計画」は、平成23年度政策評価実施計画(23年3月策定、24年3月改訂)の「基本的考え方」(P106~108)を要約したものです。

#### [事務運営の報告]

ホームページのバリアフリー化を進めるため、税関手続のFAQ等使用頻度の高いコンテンツや各税関ホームページに対して容易にアクセスできるように改善を図るとともに、より分かり易く、見易いホームページ作りに取り組みました。

なお、平成23年度の「税関ホームページへのアクセス状況」については、訪問者数が1,897,013者となりました。また、業績指標5-3-16「講演会及び税関見学における満足度」については、98.3%と高い満足度を得ています。

## ◎業績指標 5-3-15：税関ホームページへのアクセス状況

(単位：者)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
訪問者数	(1,621,654)	(1,910,341)	(1,845,519)	(2,071,137)	(2,170,000)	1,897,013

(出所) 関税局総務課調

(注1) 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) を訪問した者の数を月単位で計測したものであり、同じ利用者（IPアドレス）については、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上する。

(注2) 平成23年3月に行った機器更改に伴い、アクセス状況を集計するソフトウェアの変更が行われ、集計方法が変更されたことから、旧ソフトウェアによるアクセス件数を括弧書きで記載している。

## (新) ◎業績指標5-3-16：講演会及び税関見学における満足度

(単位：%)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
満足度	95.3	95.2	94.2	98.1	維持	98.3

(出所) 関税局総務課調。アンケート調査により計測。概要についてはP432参照。

業績指標 5-3-17「輸出入通関制度の認知度」については、輸出入者を対象としてアンケート調査を実施していますが、平成23年度については目標値を下回りました。これは、個々の制度の周知が輸出入者にまで十分浸透していないことが原因の一つとして考えられます。

なお、輸出入者を対象にした説明会の拡充や、税関ホームページの改善を図るとともに、ソーシャルメディアも活用し、認知度の改善を図っていきます。

## ◎業績指標 5-3-17：輸出入通関制度の認知度

(単位：%)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
事前教示制度	69.8	70.4	71.7	69.1	75.0	68.5
NACCSを利用した他法令手続	60.2	67.7	64.7	65.8	70.0	65.0
納期限延長制度	73.3	75.8	76.7	67.4	80.0	71.3
輸入者のAEO制度	79.0	86.3	80.0	74.7	90.0	78.9
輸出者のAEO制度	68.4	75.8	81.4	77.4	90.0	81.1
開庁時間外における通関	88.3	88.3	81.3	79.8	90.0	80.0

(出所) 関税局業務課調。アンケート調査により計測。概要についてはP432参照。

業績指標 5-3-18「密輸取締り活動に関する認知度」については、全国の税関においてアンケート調査を実施しましたが、平成23年度については目標値を下回りました。外国貿易船の検査等の認知度が低かったことから、引き続き、国民の皆様に税関における密輸取締り活動について理解と協力を呼び掛けていきます。

## ◎業績指標 5-3-18：密輸取締り活動に関する認知度

(単位：%)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
認知度	76.9	80.0	80.4	78.1	80.0	75.4

(出所) 関税局総務課調。アンケート調査により計測。概要についてはP432参照。

業績指標 5-3-19「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」については、窓口来訪者、輸出入者、通関業者に対するアンケート調査を行った結果、7段階評価のうち上位3段階の評価（「大変良い」、「良い」及び「やや良い」）を得た割合である「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」は、76.9%と目標値に達しませんでした。

これらの結果を踏まえ、職員の接遇及び説明技術の改善を図るなどにより税関相談についての利用者満足度の更なる向上に努めています。

## ◎業績指標 5-3-19：税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）(単位：%)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
満足度 (上位3段階)	71.7	79.5	78.2	78.4	80.0	76.9

(出所) 関税局業務課調。アンケート調査により計測。概要についてはP433参照。

## ○参考指標 5-3-5：税関相談制度の運用状況（相談処理件数）

(単位：件)

	平成19年	20年	21年	22年	23年
処理件数	193,896	190,249	190,244	182,142	179,918

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

業績指標 5-3-20「カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数」については、利用者にとって使い易いものとなるよう、制度改正等を反映し質問・回答内容を適時に見直すなどの取組みを行った結果、平成23年度の実績は138,123件となりました。今後も、更なる改善に努め、利用者により便利なものとなるよう取り組みます。

## ◎業績指標 5-3-20：カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数

(単位：件)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
利用件数	(172,921)	(181,752)	(172,410)	(178,082)	(192,000)	138,123

(出所) 関税局業務課調

(注1) カスタムスアンサー（インターネット版）のトップページへのアクセス件数。

(注2) 平成23年3月に行った機器更改に伴い、アクセス状況を集計するソフトウェアの変更が行われ、集計方法が変更されたことから、旧ソフトウェアによるアクセス件数を括弧書きで記載している。

**政策目標に係る予算額**：平成23年度予算額：28,808百万円[22年度予算額：31,982百万円]

当該予算は、通関、徴税、監視取締り等税関業務を行う上で必要な業務経費です。

平成23年度予算は、国民の安全・安心の確保を図る観点から、不正薬物・銃砲等の社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物資等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費です。平成23年度予算の主な減要因は、22年度において税関システムの更新が終了したことに伴う開発費の減によるものです。

## 5. 平成22年度政策評価結果の政策への反映状況

### (1) 関税等の適正な賦課及び徴収

#### ① 通関審査・検査及び輸入事後調査の的確な実施

通関時の審査・検査については、関税分類・関税評価・原産地認定を担当する部門と輸出入通関を行う部門間における一層の連携強化や研修等を通じた通関部門職員の商品等に対する知識と専門性の向上を図りました。また、輸入事後調査についても、適正・公平な課税の実現を図るため、同様に調査水準の維持・向上に努めました。

#### ② 事前教示

事前教示については、文書による事前教示手続の懇意に努め、平均処理日数の一層の短縮を目指として業務運営に取り組みました。

#### ③ 通関業者に対する指導・監督

申告誤りに対する適時・適切な指導に努め、通関業法に義務付けられた書類の保存状況や業務の運営状況について立入調査による検証・助言を行いました。

#### ④ 保税制度の適切な運用

保税地域の許可等の際に申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、被許可者の法令遵守状況等を確認するための立入検査、貨物保全措置の点検等を実施すること等により、引き続き保税制度の適切な運用に努めました。

### (2) 社会悪物品等の密輸阻止

#### ① 取締体制の整備

水際における取締りに当たっては、各種情報を活用しスクリーニングを行い、効果的かつ効率的な取締りを実施しました。また、事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等による輸出事後調査についても積極的に実施しました。

#### ② 関係機関との連携と情報の収集等

警察、海上保安庁等や外国税関当局等の関係機関との連携の一層の強化を図りました。さらに、WCO等の国際機関主催の会議等に積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めました。

---

### (3) 税関手続における利用者の利便性の向上

#### ① 通関手続の迅速化のための制度の利用促進等

平成23年度においては、輸出申告及び輸入申告に際して税関に提出しなければならないこととしている仕入書について、税関長が輸出又は輸入の許可の判断のために必要な場合等に提出を求めるることとする制度改革を行いました（平成24年7月1日施行）。

また、AEO制度のシンボルマークの制定、税関長等による企業の役員に対するAEO制度の説明・取得奨励等を実施し、制度の普及に努めたほか、AEO輸入者が行う特例申告について担保提供の要件を緩和する等の制度改革を行いました。

#### ② 利用者満足度の向上

職員研修の見直し等による研修内容の充実を図るとともに、文書による事前教示制度の一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの一層の活用に努めました。

### (4) 税関手続システムの更改等による利用者の利便性向上

税関手続システムの安定稼働については、運用管理体制の見直し及びシステムベンダーとの連携強化を図る等の取組みを実施した他、今後発生しうるシステム障害を想定し、障害対応訓練の実施及び障害対応マニュアルの再整備を行い、障害発生時の対応を遅滞なく確実に実施できる体制整備を行いました。

また、NACCSへの関係省庁システムの統合については、平成25年10月の統合に向け、関連省庁間での協議を実施しました。

### (5) 実効性のある税関行政実現のための情報提供

#### ① 税関広報活動の一層の充実

税関ホームページを通じた情報提供については、AEO制度、品目分類又は関税評価といった輸出入通関制度や海外旅行の通関手続等の内容の充実及び利便性の向上に取り組んだほか、ソーシャルメディアを活用し、積極的な情報提供に努めました。

#### ② 税関相談

税関相談については、より一層分かり易い適切な助言が行えるよう努めるとともに、引き続き研修等を通じて職員の接遇の更なる向上に努めました。また、カスタムスマスターについては、パンフレットを作成・配布するなど積極的な広報を行うとともに、利用者の方々の要望に一層かなった分かり易いものとするため、掲載項目の追加等による内容の充実や見直しに努めました。

## 6. 目標を巡る外部要因等の動向

### (1) 関税等徴収額

関税等徴収額については、貿易の拡大に伴い輸入額が増加したことから、平成22年度においては、前年度と比べ約0.5兆円増加し、約5.0兆円となっています。

関税等徴収額の国税全体に占める割合は、約11.4%に達しており、税関における関税等

の適正な賦課及び徴収は、歳入確保の観点から極めて重要なものとなっています。

○参考指標 5-3-6：関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）（単位：億円、%）

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
徴収額	56,467億円	54,768	44,800	49,634	N.A.
国税全体に対する割合	10.7%	11.9	11.1	11.4	N.A.

(出所) 関税局業務課調

(徴収額については、[http://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/trade/collection/ka231107a.htm](http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/collection/ka231107a.htm)参照)

(注1) 徴収額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税及び地方揮発油税（地方道路税）、石油石炭税（石油税）並びにとん税及び特別とん税の徴収額を合算したもの。

(注2) 国税全体に対する割合：税関による徴収額／国税徴収額。

(注3) 平成23年度実績値は、平成24年7月以降にデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

## （2）旅具通関の迅速化

入国旅客等の携帯品等に係る徴税事務を適正かつ迅速に行うため、C I S（通関情報総合判定システム）を利用し、関税等の税額計算や納税告知書の作成を電算化するとともに、累次のシステム更改等を行い、旅具通関の迅速化を図っています。

(注) C I S (Customs Intelligent database System)：税関内部において輸出入実績、船舶入出港実績等の情報を一元的に管理するシステムをいう。

## （3）関税等の滞納整理中の税額

関税等を納期限までに完納しないなどの理由で発生した滞納については、徴収権の税関間での引継ぎにより効率的・効果的な徴収を行うなど納税義務の履行を確保すべく努めています。

○参考指標 5-3-7：関税等の滞納整理中の税額（単位：百万円）

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
滞納整理中の税額	26,637	26,553	26,618	31,560	31,552

(出所) 関税局業務課調

(注) 関税、消費税等を合算した年度末における総滞納税額。

## （4）密輸摘発実績等

密輸摘発実績等のうち、覚醒剤について、平成23年の摘発件数は185件（対前年比22%増）と過去最高であった164件（平成21年）を上回りました。押収量は約402kg（対前年比3%減）となり、依然高水準を維持しています。覚醒剤の密輸入形態としては、航空機旅客による密輸入が最も多く、摘発件数が141件、押収量が約232kgとなり、摘発件数については過去最高を記録しました。隠匿手口としては、スーツケースの二重工作等が大多数を占めたほか、飲み込んで体内に隠匿した事犯が大幅に増加しました。これらに的確に対応するため、各種情報や検査機器の有効活用に努め、社会悪物品等の一層効果的な水際取締りを行っていきます。

また、平成23年の知的財産侵害物品の輸入差止件数は23,280件となり、5年連続で2万件を超えました。平成23年の輸出事後調査の実施件数は763件であり、不正輸出の事実が把握される等、深度ある調査を実施しました。

## ○参考指標 5-3-8：旅具検査における摘発件数

(単位：件)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
摘発件数	330	299	203	255	234

(出所) 関税局監視課調

(注) 税関が旅具検査（携帯品、別送品、託送品等の検査）において不正薬物・銃砲・ワシントン条約該当物品・知的財産侵害物品を摘発した件数。

## ○参考指標 5-3-9：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績

	平成19年	20年	21年	22年	23年
不正薬物	395件	313	402	296	326
	816kg	498	403	364	509
	1,340千錠	162	93	30	18
覚醒剤	72件 287kg	110 408	164 333	152 322	185 402
銃砲	6件 10丁	1 1	2 2	- -	- -
偽造カード等	8件 11,463枚	12 8,809	10 4,377	3 953	1 8
ワシントン条約該当物品（輸入差止件数）	951件	661	1,134	1,096	913
知的財産侵害物品（輸入差止件数）	22,661件	26,415	21,893	23,233	23,280
盜難車両（輸出申告時における摘発件数）	174件 269台	148 289	157 276	137 206	131 199

(出所) 関税局調査課、業務課調

(注1) 偽造カード等とは、偽造クレジットカード及び偽造クレジットカード作成用のプラスチックカード（いわゆる生カード）をいう。

(注2) ワシントン条約とは、国際取引によって生存を脅かされている又は絶滅してしまう恐れのある野生動植物を保護することを目的とした条約で、同条約で輸出入の規制の対象となっている動植物を輸入するには、条約で定めた機関の発行する書類が必要である。

## ○参考指標 5-3-10：知的財産侵害物品に係る差止申立等件数

(単位：件)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
申立て件数	379	367	417	357	434

(出所) 関税局業務課調

(注) 各年度内に新たに新たに関税法第69条の4及び第69条の13に基づき権利者から輸出差止申立て及び輸入差止申立てがあった件数並びに同申立ての更新件数。

## ○参考指標 5-3-11：輸出事後調査実績（実施件数）

(単位：件)

	平成19年	20年	21年	22年	23年
実施件数	568	765	846	788	763

(出所) 関税局調査課調

### (5) 関係機関との連携・情報収集実績

国内関係機関から密輸に関する情報の収集に努めるとともに、税関相互支援協定等に基づく外国税関との情報交換、外国関係機関からの情報収集に努めました。また、関係団体には「密輸防止に関する覚書」に基づき密輸に関する情報提供を依頼するとともに、税関ホームページやポスター等により、幅広く密輸に関する情報提供を依頼しました。

#### ○参考指標 5-3-12 : 関係機関との連携・情報収集の実績

(単位:件)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国内関係機関からの情報入手件数	173	168	170	140	154
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	203	277	214	192	225
国内関係機関との共同取締・犯則調査件数	5,847	5,699	4,906	5,592	5,052

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注3) 国内関係機関との共同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と共同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位:件)

	平成19年	20年	21年	22年	23年
外国関係機関との情報交換件数	5,889	6,605	8,767	14,469	17,132
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	2,116	2,035	2,920	3,031	2,697

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO、R I L O等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

## 7. 今後の政策等に反映すべき事項

### (1) 企画立案に向けた提言

#### ① 関税等の適正な賦課及び徴収

##### イ 通関審査・検査及び輸入事後調査の的確な実施

通関時において的確に審査・検査を実施できるよう、引き続き研修等を通じて通関部門職員の関係法令や貨物等に対する知識向上に努めます。また、輸入事後調査においても、引き続き調査水準の維持・向上に努めています。

---

#### □ 通関業者に対する指導・監督

適正かつ迅速な通関を確保するために、誤った申告等に対する適時適切な指導をはじめ、立入調査による法令遵守体制の検証・助言など、通関業者に対する、指導・監督の充実に努めます。

#### ハ 事前教示制度

文書及び口頭による照会に対する事前教示制度については、税関窓口等においてメリット等を丁寧に周知するほか、その対応に際しては全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、照会に対し迅速な回答が確保されるよう、業務運営に取り組みます。

### 二 保税制度の適切な運用

保税地域の許可等の際に申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、被許可者に対しても、保税地域の立入検査を実施すること等により保税制度の適切な運用に努めます。

#### ② 社会悪物品等の密輸阻止

##### イ 取締体制の整備

水際における取締りに当たっては、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、より充実した貨物、旅客等のリスク評価を行っていきます。また、テロ関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、輸出事後調査についても積極的に実施します。このほか、取締・検査機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めます。さらに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行います。

また、知的財産侵害物品の水際取締りについても、「知的財産推進計画」に基づく取組も含め、制度改正や体制強化を行うなどより一層強化していきます。

#### □ 関係機関との連携と情報の収集等

引き続きその更なる拡大・充実に努めるとともに、WCOや国際連合等の国際機関主催の会議や協力枠組みにも積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めます。外国税關との協力関係については、国際的組織犯罪の台頭を踏まえて、仕出地での情報を確保する観点から、税關相互支援協定等の締結国の拡大を図るとともに、積極的な情報交換を図っていきます。

#### ③ 税関手続における利用者の利便性の向上

##### イ 國際物流の安全確保と円滑化の両立

AEO制度の対象者である輸出者、輸入者、倉庫業者、通関業者、運送者及び製造者に対して税關ホームページや説明会等を通じてそのPRに努めるとともに、事業者の要望などを聴取しつつ、事業者にとって一層関心の高い制度となるよう努め、利用

の拡大を図ります。また、AEO承認等の業務に関し税関内で経験の一層の共有を図り、的確な運用にも努めます。更に、AEO制度の相互承認協議等を推進するとともに、将来の相互承認締結を目指して、アジア諸国等におけるAEO制度に関する技術支援を実施します。

#### □ 利用者満足度の向上

輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、引き続き、職員の資質の向上や法令・商品知識などの向上を図るための研修を充実するとともに、文書による事前教示制度のより一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの活用に努めていきます。

#### ④ 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

関係省庁システムのNACC Sへの統合については、平成25年10月の統合に向け、引き続き関係省庁間の協議を実施します。

また、NACC S型システムの海外展開については、ベトナムへのシステム導入に向けた協力を引き続き実施する他、他国へのシステム導入の可能性についても検討を実施していきます。

#### ⑤ 実効性ある税関行政実現のための情報提供

##### イ 税関広報活動の一層の充実

利用者の情報ニーズを踏まえつつ、AEO制度等の輸出入通関制度や水際取締りの状況等の情報を税関ホームページ等において提供するとともに、講演会や説明会等に加えて、ソーシャルメディアも活用し、これらの情報を積極的に発信していきます。

#### □ 税関相談

関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続等について、的確かつ迅速に実施していくよう努めます。また、国民の皆様が相談しやすい窓口となるよう職員の接遇の改善に努めます。

カスタムスアンサーについては、制度改正等を踏まえた掲載項目の追加等による内容の充実や従来の質問・回答設定の見直しを行います。

#### (2) 平成25年度予算要求等への反映

納税環境の整備を通じて適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、通関審査及び輸入事後調査の的確な実施、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に必要な経費の確保に努めます。

また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締り体制の整備及び検査機器等の充実化を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう、必要な経費の確保に努めます。

---

さらに、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化するAEO制度の利用拡大に努めるとともに、我が国と同様のAEO制度を導入している国との間の相互承認の早期実現や適切な実施に向けて協議を推進するため、必要な経費の確保に努めます。

加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報を提供・発信することによって税関の取組みに対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大が図られるよう、必要な経費の確保に努めます。その際、ソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、経費の抑制に努めます。